

『 延岡市債権管理条例(案) 』
に対する意見募集について

延岡市総務部納税課

令和2年7月

「延岡市債権管理条例案」に対する意見募集について

現在、延岡市では「延岡市債権管理条例（以下「条例」と記載します。）」の制定を検討しています。

この条例は、市が保有する債権（金銭債権）について「発生してから消滅するまで」の取扱い（これを「債権管理」と言います。）基準を市の組織全体で統一し、適正に債権管理を行うことを目的に制定するものです。

制定する条例の詳細については、以下に記載しており、この中の、「4. 条例の制定方針」、「5. 条例案の内容」についてご意見をお寄せください。

1. 条例制定の趣旨

本市の平成30年度決算における一般会計特別会計を合わせた収入未済額の合計は約21億400万円、同じく公営企業会計では約1億900万円となっています。これまでも地方自治法など法令等に基づき、担当課室において債権を徴収し収入未済額の圧縮に取り組んできましたが、今後さらに市の自主財源を確保し財政の健全化を図るとともに、収入未済額を縮減し受益者負担の徹底を図っていく必要があります。

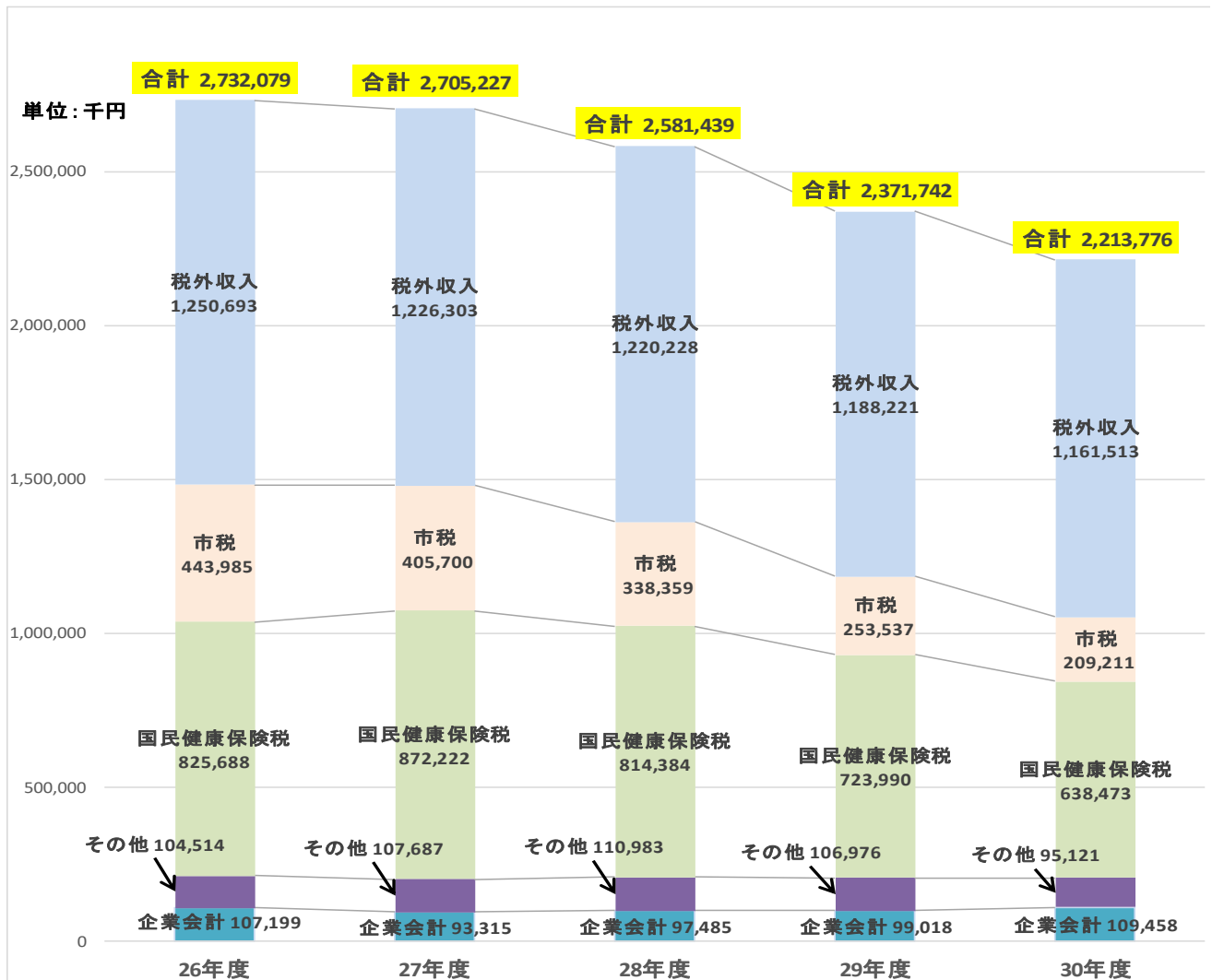
これまでの取り組みの中で明らかになった債権管理の現状と課題については、「3. 解決すべき課題」で述べますが、その結果を踏まえ、今回検討している条例案では、市の保有する債権を対象に、具体的に「台帳への記録、収納状況の管理、滞納になった場合の督促や催告、滞納処分・強制執行、徴収の緩和措置等」の手続き全体について定めます。

2. 本市未収債権の現状

平成26年度から平成30年度の「一般会計及び特別会計」及び「公営企業会計」の収入未済額の推移は、次表のとおりです。

平成26年度に27億3,207万円だった収入未済額は、平成30年度までに約5億1,800万円減少し、22億1,377万円となっております。

平成26～30年度 収入未済額 推移（一般会計、特別会計、企業会計）



※その他…（介護保険料、後期高齢者医療保険料の合計）

※企業会計…（上水道料、下水道受益者負担金、下水道使用料等の合計）

3. 解決すべき課題

平成29年12月に主な債権を保有する担当課室で構成する債権管理対策会議を立ち上げ、各債権の現状把握と課題の洗い出し、先進事例を学ぶ研修などを行い、債権管理の適正化に向けた対策案を検討してきました。

会議においては、市全体として次の課題解決が必要という結論に至りました。

- ① 各債権の担当課室における徴収事務にばらつきがみられ、統一的な手続きや基準で債権管理が行われていない。
- ② 債権管理で必要とされる納付や催告の履歴、交渉経過などの情報を記録する項目がまちまちで統一的な管理がされていない。
- ③ 賦課・給付業務と徴収業務を分けて担当者を置くことができない課室では、徴収が遅れている状況がある。
- ④ 生活困窮や災害等により納付資力がない方に対する徴収の緩和措置について、債権間の均衡が図られていない。
- ⑤ 各債権の担当課室間で債権に関する情報（債務者の情報）の共有化が進んでいない。また、債務者の財産調査を行う権限を持たない債権について、調査に関する債務者からの同意書の徴取など必要な対策がとられていないものが散見される。
- ⑥ 事実上回収できる見込みがない債権についても、債権の種類によっては継続して管理し続ける必要があり、事務負担が解消されないうえ、債務者も不安定な立場におかれた状態が続いている。

4. 条例の制定方針

以上のような課題解決のため、次の①から⑤の基本方針のもと、現行法令を補完する内容の条例案を策定します。

① 適正な債権管理の推進

各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収を行う責任を明確化します。

② 管理基準などの統一

債権管理に必要な管理台帳を整備することを定め、債権管理の手続き・基準を統一します。

③ 緩和措置の均衡

市税を除く強制徴収公債権について、生活困窮世帯や災害等で一度に納付する資力がない場合等、直ちに徴収することが困難であると判断される方に対する緩和措置を改めて整理し、各債権間での基準の均衡を図ります。

④ 情報の共有

債権管理に必要な債務者の保有個人情報について、法令又は条例に基づき、他の債権の整理回収に利用することができる要件を整理します。

⑤ 債権の放棄

「非強制徴収公債権」及び「私債権」について、債権管理を続けても事実上回収できる見込みがないもの、徴収及び請求を続けることが適切でないものについては、厳格な基準のもとで債権の放棄ができることとし、それにより債権管理の効率化を進めて、徴収可能な債権に注力できるようにします。

5. 条例案の内容

制定方針を踏まえて、条例（案）を策定しました。

（目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権管理の適正を期することを目的とする。

第1条は、条例を定める目的について述べています。

「市の債権管理」とは、本市が保有するすべての金銭債権について、市が法令、条例、規則等の規定に基づき、債権者として行う債権の「保全」、「取立て」、「内容の変更」及び「消滅」に関する事務をいいます。

市の債権管理がより適正に行われるようにすることが、この条例を定める目的です。

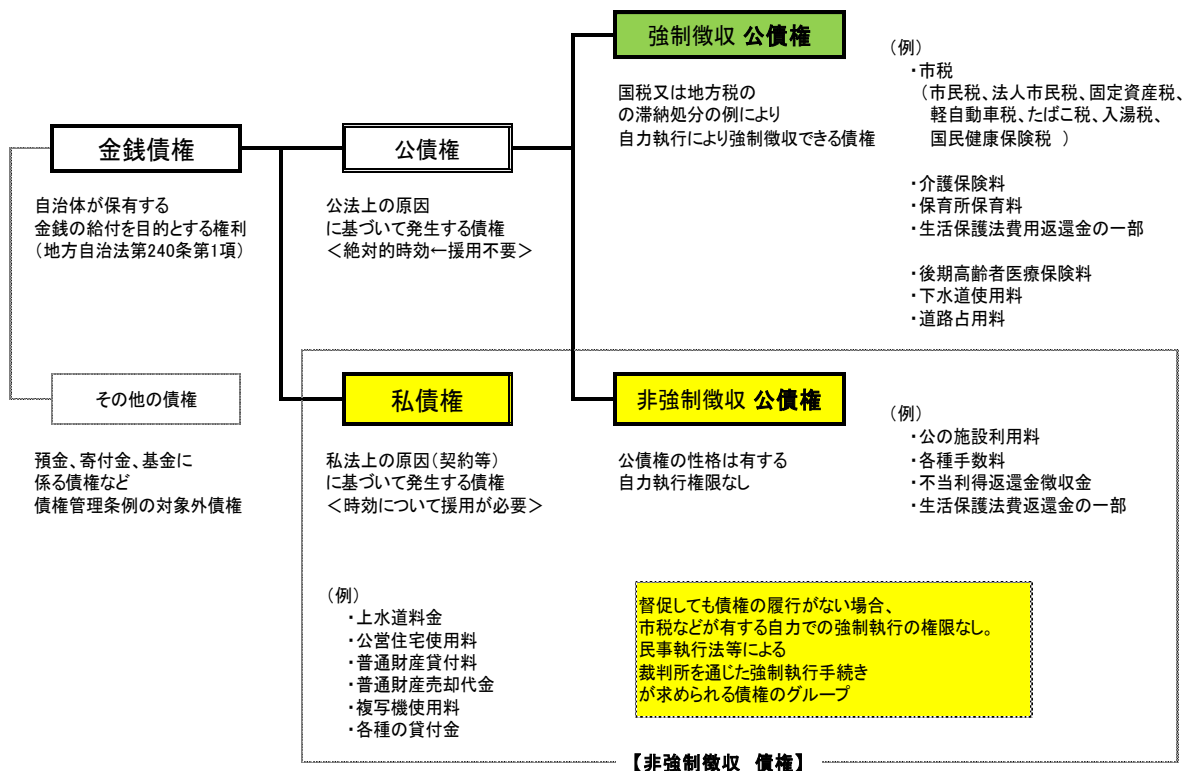
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法の規定に基づく徴収金及び法令の規定により国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。

第2条は、市の債権を分類することで、法令及びこの条例により事務手続きが適切に行われるよう、債権を性質ごとに分類して定義するものです。

条例（案）「債権」分類



(市長の責務)

第3条 市長(地方公営企業の管理者としての権限を行う場合を含む。以下同じ。)は、法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)又はこれらに基づく規則(法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

第3条は、市長及びすべての市職員が、法令やこの条例により債権管理を適切に行い、条例の目的である健全な財政運営に必要な財源確保や、負担の公平性の確保、受益者負担の原則徹底に努めなければならないことを、改めて規定します。

また、この条例の各条項に規定されている内容が、他の法令、条例、規則の中で特別に規定されているため、内容が重複する場合は、それらの規定が優先して適用され、この条例は補完的に作用することを規定しています。

(債権管理簿の整備)

第4条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した債権管理簿を整備するものとする。

第4条は、第1条の目的を債権に関する正確な記録が重要になりますので、そのための債権管理台帳の整備を義務化するものです。

具体的には、債権管理簿には、債権の名称、債務者の氏名及び住所(法人等にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)、債権の額、債権の発生原因及び発生年月日、履行期限その他履行方法に関する事項等を記載します。

(庁内の情報共有)

第5条 市長は、市の債権について、第7条並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2から第171条の7までに規定する措置を行おうとするときは、その措置に係る債務者（主たる債務者、保証人その他市に対する金銭支払債務を負う者をいう。以下同じ。）の当該市の債権以外の市の債権の管理に係る情報を、自ら利用し、又は他の実施機関（延岡市個人情報保護条例（平成27年条例第36号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。）から収集することができる。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

市の債権管理においては、一定の措置を行う場合、他の法令等及びそれに基づく規定が優先されたうえで、市の各課室が保有する情報を相互に共有することができます。第5条第1項は、このことを改めて規定したうえで、同条第2項は、情報の共有にあたっては、目的外の利用など権利濫用がないよう規定するものとなっております。

実際に庁内で情報を共有するにあたっては、地方公務員法や地方税法、国税徴収法が規定する守秘義務などの制限も踏まえながら、延岡市個人情報保護条例によって判断することになります。

なお、延岡市個人情報保護条例第8条は、法令又は条例に基づく場合を除き、次の場合等に目的外の利用、提供を可能にしています。

- ・ 本人の同意があるとき、本人に提供するとき
- ・ 実施機関が所掌する事務を行うために必要な限度で、内部で保有個人情報を利用する場合であって、利用することに相当の理由があるとき
- ・ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき

そのため、必要に応じ債務者本人からの同意を得て調査を行っていきます。同意を得る時期及び方法としては、債務者等から債権に関して書面を提出してもらう機会（契約、履行延期の特約等の申請、担保の提供時など）に、同意の文面を入れた申請書等を徴収することを予定しています。

第5条において情報共有ができる場合は、債権の放棄（条例第7条）の判断をするときのほか、地方自治法施行令（以下「令」という。）第171条の2から令第171条の7までに規定されている次のような措置等を行うときです。

- ①裁判所をとおして、民事執行法等の手続きにより強制執行等を行うとき
- ②債権保全事由等が生じ履行期限の繰上げを行うとき
- ③（債務者につき強制執行がされたとき又は破産手続を開始したとき等）配当要求や債権申出を行う、担保の提供請求、仮差押え、仮処分等の措置をするとき
- ④徴収停止の判断をするとき
- ⑤一時に納付困難などの申出により履行延期の特約又は処分をするとき
- ⑥履行延期の特約又は処分後に一定期間が経過して債務免除をするとき

なお、第5条にいう債務者は、主たる債務者（連帯債務者を含む）、保証人など市に対して金銭支払債務を負っている者のことを指しています。

（督促）

第6条 法第231条の3第1項又は令第171条の規定による督促は、法令等に特別の定めがある場合を除き、書面により、規則で定める期間内に行うものとする。

「督促」による納付の請求を行うことは、国税徴収法や地方税法による滞納処分や民事執行法等による強制執行をするにあたって、原則必要な条件となります。

第6条は、第2条第2号にいう「公債権」及び第2条第5号にいう「私債権」に関し、督促を「書面」で行うこととし、その時期及び期限の指定については、地方税法の取扱いに合わせて、（条例第8条のところで後述します）条例施行規則において、「履行期限後20日以内に発する」こと及び指定する期限を「督促を発した日から起算して10日を経過した日」と具体的に規定していきます。

(債権の放棄)

第7条 市長は、非強制徴収公債権又は私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びその債務の履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 令第171条の2の規定による強制執行等又は令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に債務が履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 令第171条の5の規定による徴収停止を行った場合において、当該徴収停止後、規則で定める期間を経過してもなお、債務を履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- (3) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態にあるときをいう。）にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (6) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しないことが明らかな場合を除く。）。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収公債権又は私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

第7条は、「非強制徴収公債権」又は「私債権」のうち、徴収することができないものについて、厳格な要件（第1項(1)～(6)）に該当した場合は、市長の権限において債権放棄を行うことができるよう定めるものです。

令第171条の7は、令第171条の6に定める履行延期の特約又は処分があった場合に、当初の履行期限（その後に特約又は処分をした場合は最初に特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、「債務者が無資力又

はこれに近い状態にあり、かつ弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれにかかる損害賠償金等を免除することができる」と規定しており、現在でも該当事案についての「免除」が可能です。

しかし、10年後もその状態が改善しないだろうと推測される事案においても、10年間は債務者の財産や生活状況の調査を適宜行う必要があります。

また、強制的な調査権限がないため、半永久的に債権管理を行わなければならない場合もあります。債務者の協力を得られない限り財産状況や生活状況の確認ができないときは、債務者の心理的負担を強い続けることもあります。

市の債権のうち、徴収の見込みが立たないもの、徴収・請求行為を続けることが適切でないもの等について「債権の放棄」を行うことにより、債権管理業務の効率化が図られるほか、徴収が可能な債権管理に注力することが可能となります。一方で、資力のない債務者の方にとっては、その不安定な立場の解消につながると考えています。

第7条は第1項で、債権放棄が可能となる6つの類型を示しています。

- (1)強制執行の後、債務者が無資力で、履行される見込みがないとき。
- (2)令第171条の5による徴収停止後、相当の期間を経過した後も、徴収停止の要件に該当するとき。
- (3)債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で弁済することができないと認められるとき。
- (4)破産などで債務者がその責任を免れたとき
- (5)債務者が死亡し、限定承認又は相続放棄がなされ、相続財産がないとき

※「限定承認」

相続人が相続する際、被相続人の債務を相続財産の範囲内で引継ぐこと

※「相続放棄」

相続人が被相続人の財産（債権債務のすべて）を相続しないこと

- (6)消滅時効にかかる時効期間が満了したとき

「公債権」は、時効期間が満了したら債権が消滅し、徴収ができない。

「私債権」は、時効期間が満了しても債務者による時効の援用の意思表示がなければ、債権は消滅しない。

なお、第7条でいう債務者は、第5条における債務者と同義で、主たる債務者（連帯債務者を含む）、保証人など市に対して金銭支払債務を負っている

者を指しています。

また、第7条は、本来は議会の議決事項である「債権の放棄」について、条例に基づき決定することを可能とする条文となるため、放棄した債権が発生した場合には、事後に議会へ報告するよう第2項において義務付けます。

報告する事項は、次の内容とします。

- (1) 債権の名称
- (2) 放棄した債権の額
- (3) 放棄の根拠となる条例の条項
- (4) その他、市長が必要と認める事項

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

条例の施行に際して必要となる詳細については、規則で定めることとします。
規則で定める事項は次の内容を予定しています。

- 債権管理の事務総括及び所管担当課長の役割、徴収職員の身分
- 債権管理簿の記載事項
- 徴収計画の策定
- 債務者に関する情報共有の手続き
- 督促の時期、督促による指定期限
- 地方自治法施行令第171条の2から同第171条の7までを適用する場合の類型、時期や手続など
 - ・保証人に対する履行の請求
 - ・履行期限の繰上げ
 - ・債権の申出等
 - ・徴収停止
 - ・履行期限の延長等の手続
 - ・免除
- 債権放棄の手続き及び放棄後の議会への報告項目
- 債権放棄を審査する債権管理審査会の設置